

消費者行政推進会議 第1回ワーキング・グループ 議事要旨

1. 日 時：平成20年3月11日（火）9：30～11：23

2. 場 所：内閣府庁舎3階特別会議室

3. 出席者：

○ 委員

川戸委員、佐野委員、島田委員、中山委員、原委員、松本委員（以上、6名）

○ 説明者

日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会

4. 議事次第

- ・経済団体からのヒアリング

5. 議事の経過

- (1) 委員の互選により、松本委員が主査として選任された。
- (2) 会議の運営については資料3の運営要領に沿って進めることにつき、異議なく了承された。
- (3) 消費者行政のあり方への考え方等について、日本経済団体連合会から資料1に沿って説明があった後、委員から質問、コメントが出された。その主なものは以下の通り。
 - 消費者基本法の理念には、「消費者の自立を支援する」と並んで、「消費者の権利の尊重」がうたわれている。その前提としての消費者の必要な情報を知る権利、選択の権利がきちんと働いていないのではないか。
 - 既存の組織がやっていたことを新組織に移管するのであれば、行政の重複や肥大化を招かないのではないか。
 - 新組織が、消費者の利益を守るという横割りの立場から勧告等の権限を行使する

のであれば、行政の重複、肥大化にはあたらないのではないか。

- 事前規制から事後チェックへというが、問題が起きてからでは消費者は困る。問題が起きる前に何らかの手を打つことは必要ではないか。
- 規制の対象は悪質事業者に限るべきというが、最近は大企業でも偽装問題などを起こしていることに鑑みれば、対象にそうした限定をかけることは疑問。
- 消費者保護法違反に関し、普段からきちんとやっている企業がうっかりミスを犯した場合は小額の経済的制裁、悪質業者には多額の経済的制裁をかけるというように事業者の悪質性に応じて制裁額を使い分けることで抑止力を持たせる方法が考えられるのではないか。

(4) 消費者行政のあり方への考え方等について、日本商工会議所から以下の説明が行われた。

- 日本商工会議所は、全国の主要都市に設立された517の商工会議所の連合体であり、その総会員数は全国143万企業に及ぶ。その99.7%は中小企業である。
- 消費者行政を強化するという考え方は理解できる。
- 消費者行政に関係する法律、官庁の数が多いことが、速やかな対応を阻害しているのではという指摘については、あながち間違ったものではないと認識。
- 中国製食品の問題等により消費者行政に関心が高まっている中、縦割り行政の弊害をどのようにして正していくか、そのためにどのような機能、組織が必要かという視点が重要。
- 消費者行政と円滑な経済活動の両立が重要であり、そのために、広く知恵を集めて一定の方向性を得るべき。
- 消費者は全国各地に存在しており、地方自治体の消費者行政に果たす役割は重要。また、全国の中小企業の多くは、日頃、消費者と直に接しながら仕事をしている。商工会議所の会員もそうした企業が多い。こうした企業あるいは個人事業者は、一

方で企業、他方で消費者という両面の性格を持つ。地域の行政、企業、消費者が一体となって消費者行政を推進するのが望ましい。

- 消費者行政に関し、昨今の中国製餃子問題のような事件が起こると、全国の商工会議所には、何の法律を守るべきか、どの省庁に相談、申請すれば良いのか、等の相談が会員企業から寄せられることが多い。こうした観点からは、分かりやすく身近なワンストップサービスの仕組みが必要である。ただし、新たな行政組織を検討するにあたって、二重行政となることは避けるべきである。
- 商工会議所も協力していく所存だが、啓発活動については、行政が中心となって行っていただきたい。
- 今後の新たな消費者行政の中で、企業規模にかかわらず一律に、すべての法律をかけられると、中小企業はその対応に困難が生じることも考えられる。例えば、一定の、中小企業の体力に応じた配慮があればありがたい。

その後、委員から質問、コメントが出された。その主なものは以下の通り。

- 中小企業など専門能力が不足しているところをどうやって支援していくかも考えていかななくてはいけない。
- 現場に近いところで情報を共有し、悪質事業者が排除される仕組みをつくることが重要。地方レベルでは地方公共団体と商工会議所が一体となって、いろいろな対応をしている。問題なのは悪質事業者であるが、商工会議所の会員でないことが多いので違うルートで対応する必要がある。
- 事業者からも相談窓口を一本化して欲しいという要望があった。消費者からだけではなく共通の願いであることがわかった。

(5) 消費者行政のあり方への考え方等について、全国商工会連合会から以下の説明が行われた。

- 事業者の一部に悪徳業者がいるのは事実であり、悪徳業者は直ちに市場から排除されるべき。

- 消費者被害の原因究明、情報開示は、風評被害を防止する観点からもできるだけ迅速に行われるべき。
- トラブルの未然防止は必要であり、予防的規制も必要。ただ、あらゆる可能性に行政が先回りして規制を行うことは困難であり、この点についてのバランスが必要。
- 中小企業にとって様々な窓口を相手にすることは困難であり、窓口の一元化には賛成。ただし、既存の窓口に単純に新しい窓口が付加されるだけでは、窓口間のたらいまわしを増やすだけであり、そうした事態は避けて欲しい。
- 窓口は、事業者の相談にも応えられる存在であることが望ましく、例えば、食品表示について、そこに行けば専門性のあるアドバイスが受けられるようになってほしい。
- 新組織は、消費者の啓発にも注力すべき。

その後、委員から質問、コメントが出された。その主なものは以下の通り。

- 食品表示がわかりにくいと説明があったが、厚生労働省と農林水産省ではなく一つのところでやっている方が事業者にとってもわかりやすいということはあるか。
- 消費者の啓発を誰が担うかというのが重要な点であるが、地元の商店街は消費者が買い物に来る場所であり、消費者の啓発活動で重要な役割を果たせるのではないか。

(6) 主査より、次回のワーキング・グループでは、各府省からのヒアリングを行う予定である旨、発言。

以上

[文責：内閣官房消費者行政一元化準備室（速報のため事後修正の可能性があり）]